

# 議会運営委員会報告書

令和2年1月10日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 掛谷 繁

令和2年1月10日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	調査結果	備 考
1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 第1回臨時会（令和2年1月17日招集）の運営について	継続調査	—
2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 政務活動費の制度改正について ② 行事予定について ③ 議会報告会について ④ 傍聴席の呼称について	継続調査	—



## 議会運営委員会記録

招集日時	令和2年1月10日（金）		午後1時30分	
開議・閉議	午後1時30分	開会 ～	午後2時45分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	掛谷 繁	副委員長	土器 豊
	委員	尾川直行		守井秀龍
		中西裕康		石原和人
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂	副議長	橋本逸夫
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本 寛	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

## 午後1時30分 開会

○掛谷委員長 ただいまの出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

それでは、議会の運営に関する事項についての調査研究から始めます。

説明願います。

○石村議会事務局次長 1月第1回臨時会につきましては、本日、1月17日に招集される旨告示されましたので、お手元に議案書を配付させていただいております。

それでは、本臨時会の運営について、レジュメに沿って御説明申し上げます。

まず、会期でございますが、1月17日の1日限りといたしております。

議事日程につきましては、臨時会日程表（案）により後ほど御説明を申し上げます。

付議事件ですが、レジュメに記載のとおり、市長提出議案が2件でございます。

議案の審議方法ですが、議案第1号につきましては委員会付託案件表（案）のとおり、総務産業委員会への付託審査とし、報告第1号については質疑終了をもって議了といたします。

議案の質疑ですが、通告制でお願いし、通告期限を15日水曜日午前10時とさせていただければと考えております。

最後に、会議録署名議員につきましては、15番橋本議員、1番藪内議員、2番青山議員にお願いをいたします。

それでは、臨時会の議事日程について御説明申し上げます。

日程表の案をごらんいただきたいと思っております。

まず、日程1で会議録署名議員の指名、日程2で会期を御決定いただきます。

日程3で議案を上程し、市長から提案説明を行っていただきます。

日程4で議案の質疑、議案第1号の委員会付託の後、本会議を休憩し、総務産業委員会にて付託議案を御審査いただきます。

委員会審査終了後、本会議を再開し、日程5で委員長報告、日程6で採決をお願いします。

第1回臨時会につきましては以上でございます。

○掛谷委員長 各委員から何かございましたら発言をどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、このように取り計らっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、次の項目、政務活動費についての説明を願います。

○入江議会事務局長 12月20日に政務活動費の制度改正についてを議題にさせていただきました、その際にパブリックコメントに当たる意見募集を議会としても行う旨で、1枚物の資料を御提示して説明をさせていただいたところです。その際に、議会運営委員会からはもう少し現状を丁寧に御説明するような形で意見募集をなさいたいという御指示を頂戴したところでございま

す。

お手元に配付しております備前市議会の政務活動費改正への意見募集と題したものにつきましては、その御意見を受けて、いわばパブリックコメントの募集として掲載するものを出ささせていただきました。要点は、現在の備前市議会では条例に基づき正しく運用されていますが、議会運営委員会の審査とか経費案分の仕組みは他に先駆けて導入をしてきたものでございます。それを全国各地の議会の取り組みを参考にして見直し、詳細な支出基準書なるものを明文化してさらに適正な執行につなげたいという前置きをしております。これについて市民の皆様の御意見をお聞かせくださいというのが趣旨でございます。

内容は、先ほど申し上げましたとおり、支出基準の明文化と条例改正でございます。作成する基準書をもとに、合致する条例改正を4月の施行を目途に行いたいとここで掲げております。支給基準案は、手引きと称して新たに作成して明文化する。その支給基準に合致するものは、全国市議会議長会が示す標準条例文をもとに考えてございまして、現在の条例の全部改正を行うという形で記載させていただいております。意見の提出先は議会事務局、ファクス、メール、その他封書等々でございまして、これだけでは余りにも簡略過ぎますので、次のページに新たに定める支給基準書案の概要を書かせていただいております。

2番なんですが、新しく政務活動費の支出基準として見直し、あるいは変更をかける部分は、5番、6番と8番ということですよということを掲げさせていただいて、変更手続は今、議会運営委員会での協議中ですが、これを受けて市民からの意見を聴取、これを受けて再協議、改正案の発議、そして条例等の施行とさせていただいております。

4番として、現在考えております備前市議会において政務活動費として支出できる経費を8点、次のページにも当たりますが、そういう形で書かせていただいております。例えば研究研修費の中でこれはという雇人費、政務活動上の準備作業や運営補助に他の人の手をかりる対価を払う、賃金を払う、何々料を払う、そういうものも認めようというふうなことを書いております。調査費は特段なくて、広報広聴費、これについては議員主催の報告会等で使用した資料については対象としましょう。ただし、各戸配付や案内状に係る経費は今までどおり対象外としております。

次に、要請、陳情活動費につきましては新たに設けるところですが、これについては多くの議会では認められており、この項目を追加したいと書かせていただいております。

次のページになりますが、その陳情、要請活動の範囲は特定党派等のみに対するものは不可として、可とする場合でも議会運営委員会での了承を要件とするというふうに、割と厳し目のものとさせていただきたいということで書かせていただいております。資料作成費、資料購入費については特段ございませんが、事務費、これについては事務用品、事務用機器の購入については、資産性の高い物品の購入は今までどおり認めませんが、政務活動に要するものうち10万円以内の物品購入を認める。それについては、耐用年数と議員さんの残任期期間及び議員の政務活動

に使用する比率で案分するというふうにうたい込んでおります。

次に、その他の経費については、防災活動用品費ということで防災服、これについては備前市議会仕様の防災衣服は対象としよう、ただし小物については適切な案分を行うということで、ここが基本的に見直しをしようという項目に当たります。

また、5番目として、今まで備前市議会ではこれは認めていませんよ、これからも認めませんよというのを支出できない経費として入れております。これは今とほぼ変わりませんので、この際、これについても高らかに皆さんに見ていただくという形にしております。

最後に、最終ページですが、以上のとおりということで、別冊となっている手引書の案、それから条例案も、そのパブリックコメントに当たる意見聴取については一緒に見てもらえるようにしようということでございます。意見をいただく様式は自由なんです、ここへその様式をこれもどうぞというような格好でいただいておまして、このままファクスで入れてくださいというような感じができるようにつくっております。この手引き案とか政務活動費の改正につきましては足かけ3年を費やしております。最初は事務局等でやっていたんですが、ここ2年、議会運営委員会、また掛谷委員長、それから土器副委員長になられてからは委員会ごととか言わずに各時期で御議論をいただきました。正副委員長の一任という格好もありましたので、そういう作業を経た形で、何とか成案に近いようなところへこぎつけられたと思います。

**○掛谷委員長** 皆さんの御意見をお聞きしたいと思えます。

**○尾川委員** 1枚目に政策形成能力と市議会での審議機能の強化と書いてとんですが、もう少し詳しく書いてもらえたらという意見です。要は何ぼ規定しとっても、特に下の条例改正案で全国市議会議長会が示すというようなことも確かに大切なんですけど、備前市議会としてこういうものをつくったというふうなことを、他の議会ではどこも問題が起こりようのわけだから、実際に。備前市議会の場合はそういう問題が起きてないんで、ただ全国的に見たら、何ぼ全国市議会議長会が示した標準条例があったところで、やるものはやっとなるわけじゃから、それに加えて備前市議会として独自で自分たちがきちっと決めておるということを明確に表現、そういうことは感じることに、それから2枚目の1のところ政務活動費と書いてある。この辺の文言を前へ出して自分たちはかなり厳しいことをやっておりますよという、余り詳しく書き過ぎると基準を緩めるというのが見えるわけじゃ。だから、その辺の表現で余り基準を緩めたというとちょっと気になって、そのあたりの指摘と、それから政務活動費でどうも納得していないのが、防災服で、ずっと前から一貫して政務活動費じゃないじゃろうと主張をしてきとんなんですけど、最後じゃろうと思うんで意見として議事録に残してもらわにゃいけんと思うて、防災衣服が、広く捉えれば政策形成能力とかの中に入るんか、審議機能の強化の中へ入るんかというのがどうも納得できんので、その点だけ指摘させていただきます。言いたいのは、全国市議会議長会が示しとるからというんじゃなしに、備前市としてこれまでもきちっとした基準でもって本来の政務活動に使ってきたということをもう少し文言で主張してもらいたいということです。

○掛谷委員長 備前市独自というものをきちっと打ち出していくべきだというお話がありましたので、それもどういう形で入れるのか考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

○入江議会事務局長 御指摘をいただきまして、全国市議会議長会が示す標準条例、頭の3に書いてあるやつは、もっと自己主張をするような、例えばほかの市議会では認めてあるものの独自に禁止している事項は遵守しながらとか、そういう格好へ変えればいいのかというふうに、事実そうでございますので、そのようにしたいとは思いますが。

また、この独自審査なんですけど、手引書の28ページに透明性の確保といった項目がございます。また、公表のあり方とかそういうものもここへ入れておりますが、こういった形でもうちょっと文面を正副委員長と相談して、若干変えていけばいいのかと思います。

○守井委員 2ページ目、新たに定める支給基準書案の概要の上から3行目に支出基準書を新たに作成するという、同じ基準書という話の中でも支給と支出という2つの項目が出て、1ページのほうは支給基準という表現になっただけですけど、支給ということになりましたら給与をもらいよかなというイメージになっているから変えたほうがいいんじゃないかと思いました。

もう一点、検査という言い方をしているんですけど、検査じゃないんで、やっぱり審査という表現のほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

それから、先ほど尾川委員がおっしゃっていた話は、今やっているところのありようをどこかの中で表現したらいいんじゃないかと思いました。

○入江議会事務局長 現条例の議会運営委員会で定めた規定があるんですけど、審査で統一すればいいかなというふうに思います。

○掛谷委員長 じゃあ、そのように変えてください。

もう一点、支給基準は確かに指摘どおりだと思うんですけど、どうですか。

○入江議会事務局長 これは支出基準のほうが……。

○掛谷委員長 ですね。支出基準ということで手直しをしていけばいいかと思っていますので、よろしくをお願いします。

あとは、尾川委員のおっしゃった辺も最初に入れながらやられたほうがいいのかと本当に思います。最初にそこを読みますからね。というところで、ちょっと考えていきましょう。

よろしいですか。

これがホームページに載りますのでね。この政務活動費の中でポイントを上げてまいりますので、慎重にはしていきたいなと思っております。

防災服の関係、従来どおりこれは政務活動費の手引きで6ページかな。

○入江議会事務局長 ここへ出しているやつは6ページかもしれませんが、24ページにその他の経費として必要な経費云々、こうやってやるんだよという経費ごとのものがございまして、ここが正規な形になります。

○掛谷委員長 案分が、50%とかというふうな具体的なものを上げていましたけど、それは削除していますね。

○入江議会事務局長 案分につきましては、先ほどお配りしました手引きの26ページ、対象経費の案分というところで載せてございまして、備前市議会は政務活動費に係る対象経費の案分の仕組みを採用しており、現行どおり各議員が適切に経費を算出すると、判断基準はこうですよという形をとらせていただいております。

○守井委員 防災服というのは、災害対応の調査というような形で、若干違うかもしれませんがけれども、認められる一つの対象という形でいいんじゃないかと思えますけど。

○掛谷委員長 ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

○石原委員 お尋ねなんですけど、要請、陳情活動費については新たに加わったところでしょうけれども、その上の広報広聴費の費目がこれまでであった会議費に変わってという理解でいいんですか。

○入江議会事務局長 整理をさせていただいて、広報広聴費、これは全国たくさんあるんですけど、会場費というのは余りなくて広報広聴費というような項目として上がっております。全国市議会議長会の標準でも項目としては広報広聴費です。

○尾川委員 返還というのが第7条にあるんじゃないけど、その他不正の事実がとか云々書いとるけど、期の途中とかあるいは年度の途中でいろんな事由があったときに、今回の場合は返還したんじゃないと思うんじゃないけど、返還せずにというようなことを事務局としては考えてなかったのかな。

○入江議会事務局長 私が知る限り2点ございまして、1点は計数間違いで、5月31日、出納閉鎖後に誤りが見つかって、返還をされた事例が1件。それから、議員がお亡くなりになったときに、返還を求めずに亡くなってから2カ月ぐらいたって、御遺族から25万円を全て返していただきました。そのときは規定どおり返していただくようなことでさせていただいたんですけども、それを曲げるのはちょっと補助金の性格からして厳しいと思っています。

○尾川委員 だから、例外として、それは途中というたら恐らく家族もわからんと思うんです。返しゃあええんじゃないけど、そういう措置はできんかなあ。決めんでもええけど、払うものは払ってもらやあええんじゃないし、それだけの話。

○入江議会事務局長 条例案でそれを幾ばくかでも考えたのは、条例案でいうと第6条第3項、ここが普通は30日なんです。あのことがあったので、ここでこんなことを言うのもいかなものでしょうけども、49日まではそんな話できないということでここを60日にしてあるんです。30日じゃなくて60日と規定したのは、この標準条例とは別に変えたようなところがございまして。お答えになっているかどうかちょっとわかりません。

○守井委員 この報告書は年度末に提出するようになっているんですけど、途中で報告しても差し支えないよというようなところがあれば、もし亡くなった場合でも、全ての書類が整ってあるんであれば、きちんとそれは支払いができると思うんですよ。だから、そういうことがどこかで

あってもいいんじゃないかなあという、2回なら2回、3回なら3回で報告書が出せるということも一つの方法じゃないかと思うんですけど。条例の中にひょっとしてそう読める条文があるんかも。

○掛谷委員長 守井委員からそういう意見が出ましたけど、どうですかね。

○尾川委員 それを言よったら一遍に出すなということになるんじゃない。だからそれは言わんほうがええ。要するに、逃げ道を検討したらと。がんじ絡めに決めたらいけんのじゃないかという話じゃ。

○守井委員 30日までにしなさいだから、例えば8月までに全部使ってしまったら出しゃあええという話じゃから。運用ができるんじゃないん。

○入江議会事務局長 それは可能です。

○守井委員 だから、途中でもうええわという話なら、出したらそれで済みじゃろう。

○掛谷委員長 出しゃあええ。これで私は使わんのじゃ言うたらもう出しゃあええ。

○入江議会事務局長 もう使い切ったからもうここで締めると言われれば。

○石原委員 案の中からもなんですけど、交付なんですけど、第3条第2項で各年度の4月1日に交付するとあって、それから第5項で交付月の20日に交付するというのがあるんですけど、この20日に交付するというところは。

○入江議会事務局長 4月1日は基準日で、基準日におられた方は当該年度分を交付する、その交付日が交付月ですんで20日ですよと規定したものです。だから、若干早くなるんです。

○守井委員 支出できない経費の項目に、「供応接待に要する経費」という表現をしとんですけど、「供応」という表現が何か供応しょんかというようにとられる気もするんで、これも「接待等」だけにしとったほうがええんじゃないかという感じがすんですけど。

○入江議会事務局長 現条例の第8条に「供応接待のための飲食、その他これに類するものための経費は禁止する」という「供応接待」という文言があるんです。それをそのままここへは書いてあるだけです。

○掛谷委員長 事件という言葉を使います。一般市民ならそういう事件やこうは事件と思うたりするけど、ちょっと言葉が違うんだけど、よろしいですか。

○守井委員 検討して、おかしゅうなかったらええわ。

○掛谷委員長 ちょっと手直しもあるかわかりませんが、いつからいつごろまでを考えているのかなあ。

○入江議会事務局長 ただいまの御意見を最終的なものとしていただいたということで、正副委員長に一任をいただいて手直しをして、いま一度確認をしていただく時間を17日の臨時会のごときにお願いができたと思います。

○掛谷委員長 17日には皆さんに配付するというのでいいかな。

○入江議会事務局長 事務局のスケジュールとしましては、少なくとも1月の下旬か2月の頭か

ら2月いっぱいまで意見募集をして、それから発議をするのでしたら3月25日になると思うんです。それまでに意見を踏まえて再協議をする場面をつくっていただいて、発議、議決、4月の条例施行と持っていけたらなあ。これが一番遅いレベルになると思います。

○掛谷委員長 スケジュール的にはそういうことでありますので、17日の臨時会の際には配付できると思います。それからのスケジュールについては正副委員長に任せてください。いいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

あと、事務局と相談しながら進めたいと思います。

○入江議会事務局長 2月の定例会の時点では、変更したものを含めて、できれば全協をお願いしたいと思っています。

○掛谷委員長 最終的には全協を開いて、皆さんに了解をいただくという流れですね。

それと、最後の御意見の募集ですね。これは意見としてお伺いしときますという形でいいんですよ。

○入江議会事務局長 意見としてあれば回答をする、それを受けてこう変えましたというならそれもするというのがパブリックコメントの趣旨だと思います。

○掛谷委員長 返事をしてあげるというのは、基本的にやっておられますかね。

○入江議会事務局長 私が経験した中では、返事があるので氏名と住所と連絡先が要るんだと、それが無いものについては、もう返しようがないという感じになります。

○掛谷委員長 そういうことで進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、あと正副委員長と詰めまして、17日にはきちっとして出していきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、次の項目の3、報告事項について説明をお願いします。

○石村議会事務局次長 本日現在の行事予定でございます。

これは以前にも3月末までの年度内のものをお出しはしているんですが、それから追加になったものとして、本日サイドブックスに招集通知を掲示させていただきたいと思いますが、1月17日の臨時会閉会后に総務産業委員会、それから1月20日の9時30分から厚生文教委員会が予定として入っております。それから、2月13日は第2回の議会報告会と意見交換会が吉永地域公民館で開催されます。それから、2月15日の土曜日ですが、これはあくまで現時点では予定ということですが、14日に竣工されます新庁舎の竣工式と開所式、これはこれから御案内があると聞いておりますが、8時50分から全議員さんに出席をいただきたいということですので、予定として上げさせていただいております。

○掛谷委員長 これについては特段ありませんか。

○尾川委員 今の最後の新庁舎の竣工式のことについて、やっぱり明確にその日にちというのを特定してもらってえんじゃけど。

○石村議会事務局次長 市主催の行事につきまして、できるだけ早くお知らせができるようお願いはしておきたいとは思いますが、予定と申しましたのは、現在竣工式については御案内がまだ出されていない予定ということでお伝えはさせていただきましたが、2月15日に竣工式と開所式は確定でございます。ただ、まだ皆さんに御案内が行っていないので、予定という形でお伝えをさせていただきました。申しわけございません。

○守井委員 この間、竣工式はせんって言ようたが。いつするようになったん。14日にやるといって聞いたという話をしたら、竣工式はせんといっ言ようたが。その経緯はどんなんであ。

○尾川委員 逆に言やあ、事務局に聞いてえんじゃけど、それは事務局が教えてくれというていきょんか、向こうから言うてきょんかな。

○石村議会事務局次長 竣工式に関しては、執行部からお知らせがございました。

○尾川委員 人によって14日じゃ言うたりしょうたし、こっちも14日かなと思うたり、そんなもんじゃなしに議会としてはきちっと伝えてほしいんじゃけどなあ。

○入江議会事務局長 お伝えできるものはお伝えしていこうと思います。

○中西委員 予定表では14日になっていたんですよ。先日、ある人に砂田課長から電話がかかってきて、15日に竣工式をやりますから出席をよろしくお願ひしますと、そのうちまた案内状が届くと思いますというような電話がかかってきたのを横で聞いていて、日にちが変わったかなあと思って、僕も間違っことを言ってしまったら困るんで、1回事務局で確認したいと思っっていたんですよ。町の中を歩いていると、竣工式を15日にやるんだってねと、どういう催し物をやるんだと、こういう催し物をやってはどうかと、ぜひそういうのだったら我々も乗りたいというようなこととかね。やっぱり市の庁舎を新しくするんだから、市民の皆さんや地域の人たちに喜んでもらえるような、あるいは盛り上がるような行事にするべきじゃないかという御意見を幾つか聞かされて、僕もそのとおりでと御返事をさせてもらったんです。だけど、そういうことは多分一切考えるだけの余裕がないんだというふうに思いながら、しかしその声だけは執行部へ届けとかなあかんなどは思っています。これだけの大きな事業をやって税金も投入するわけですから、やっぱり市民の皆さんに祝ってもらうような事業として竣工式、あるいは竣工式以降、ことし時点でどういうふうにするんかというのはやっぱり執行部は考える必要があるんじゃないかな。僕は建てるのをいましばらく待ちなさいと言っている立場上なかなか言えないところもあるんだけど、市民の間の皆さんでそういう声も出てきているというのは市政に対する関心度が高いんだと思うんですよ。そこを大切にしていかなあかんと思いますね。

○石村議会事務局次長 2月15日の竣工式につきましては、今のところ関係者の方で竣工式だけをすると聞いております。中の行事についてはまだ決まっていないみたいなんですけれど、先ほど中西委員がおっしゃった市民でお祝いをしてというのは、恐らく10月11日の記念式典で

されるんじゃないかとは思いますが、それも正式には聞いておりませんので、そういった御意見については施設建設・再編課のほうにお伝えはしたいと思います。

○中西委員 一般質問でもせにゃあそういう話が出てこんのかという、情けない話です。やっぱり、こういうところについてはきっちりプロジェクトチームを立ち上げて、どういうふうにするのかというのを1年がかりぐらいで日程を追うぐらいじゃないと、何でこれだけのお金をかけていろいろ言われてやっているのかと思うなあ。

○守井委員 この日程は、議会に相談があった。

○入江議会事務局長 相談はないです。

○守井委員 この日でどうかというような相談も全然ないのかな。

○入江議会事務局長 それはありません。

○石原委員 ここで言うところの竣工式というたら、まだ旧庁舎も建ったまま、それから裏の解体もまだということで、完成しての大々的な式典は今言われた10月に。たしか起工式というのがあって、テントを張って、かなり絞られた方が出席されてありましたけど、勝手なイメージですけど、そういう式なのかな。あのときも、この日に起工式しますけどいかがですかというのは、たしか議会側にはなかったと思う。

○掛谷委員長 いや、あったと思うなあ。

要は15日という日が確定をしたと。これはしょうがないし、これはそれでいいと。ただ、ここで言う竣工式、開庁式とは、どういう人が参加してどんな形を一応やるのかというのを各議員ぐらいいは知っとくべきじゃないかという御意見なんで……。

〔「そこまで言うんか」と呼ぶ者あり〕

いやいや、どんなものかというのはようわからんが、こういうものは。それで、10月は何という式典。

○坂本庶務調査係長 8月20日の総務産業委員会の資料には、10月11日は竣工式典と書いてあります。

○掛谷委員長 いずれにしても、そういう意見があったんで、どういうものをやるかというのを、まだ1カ月ありますから、またわかる範囲で教えてやってください。関心があるということですよ……。

〔「関心じゃなく、行事をバッティングせんようにせにゃあいけんということと言ようる」と呼ぶ者あり〕

もちろんそう。関心が高い、当然、当たり前なんで。だから、きちっと出してほしいということと言ようるわけじゃから、出してあげても不思議はないと思う。そういうことでいいでしょうね。よろしいですか、こういうことで、15日で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また教えてやってください。各議員にもそういうのがわかるのは早目に出してやってくださ

い。よろしくをお願いします。

あと、ちょっと気になって、2月13日の議会報告会、意見交換会のことで、一般の方にお知らせするチラシは、もう集まることがなかなかできないんで、どんなですか。臨時会か総務産業、厚生文教委員会のあたりでチラシを配付するようなものをちょっと出してもらえたらと思いますけど、どんなでしょうか。

○石村議会事務局次長 臨時会には御用意はさせていただきます。

○掛谷委員長 それをお願いします。

あとはどうでしょうか。

○守井委員 それこそ議会報告会の準備、それから報告内容、スケジュールはどういう段取りでやられるんか。後で話しするのかな、どんなんですか。

○掛谷委員長 要するに、総務産業委員会と厚生委員会でそれぞれの役割分担をお願いしておりますので、それが出てきて報告会の運営一覧ができると思います。それをもって皆さんにお知らせして、また委員会を開く必要があればまた開かせていただきますし、1班、2班というのがありますので、あとは登壇される方が誰か。議運が司会ということは決めておりますが、それぞれの委員会で決めていただかにはあいかんで、それができて初めて運営のレジュメができると思いますから、当日、1時間前に集合して、準備するということが大事なことだと思っています。基本的には開かないとは思っています。当日確認をするということではいけないか。どうしても、これはちょっとと思うのであれば、運営委員会をまた開かせていただこうとは思っています。

○守井委員 17日に総務産業委員会、それから20日に厚生文教委員会があるということで、人選を要請しているんですか。

○掛谷委員長 はい、もう前からお願いして。

○守井委員 報告内容をどうするかというあたりの話もしているんですか。

○掛谷委員長 しています。

○中西委員 できたら、委員会で何の役割を選ぶかという一覧表だけつくってください。

○石村議会事務局次長 委員会までに御用意させていただきます。

○中西委員 発表者というのはうちの委員会から1人、総務産業からも1人、2人また選ぶんですか。

○掛谷委員長 基本的にはそういう形になっています。

○守井委員 司会は決まったん。議運からじゃというて、土器副委員長に決まっとん。

○掛谷委員長 もう決めとるから。土器副委員長が司会。

○守井委員 ほかの人おらんのん。

同じするんじやったら、地元でしたほうがええけどな。

○掛谷委員長 それは皆さんがいいと言ったらそれはそれで。

○守井委員 それのほうが、よそのほうでするより近い人が多いほうがしやすいんじゃないかと。

○掛谷委員長 今そういう意見が出ました。

〔「手を上げとんじゃからよろしいが」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。別にお願いしとるだけなんで、全然構わないですよ。皆さんがよろしかつたらそれで。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、守井委員が司会者ということで決定をさせていただきます。

じゃあ、報告事項に絡むことはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、②その他ということで、皆さん、各委員のほうから何かございましたらお聞きします。

○中西委員 1点だけ、前ちょっと言ったんですけど、江藤先生が来られて、先生自身が御指摘をされた傍聴席というのは市民席にしたほうがいいんじゃないかという御意見がありまして、私もやっぱり傍聴席というのはどうかなというのは気になって、確かに市民じゃない方も傍聴には来られるわけですけども、考え方からしたら市民席というのは一つの名前としてはいいネーミングかなあというような感じはするんですけど。もうそろそろ決めないと表示ができないということになってくるんで、ちょっと検討していただけたらと思うんですけど。

○掛谷委員長 事務局、この辺はどうなんでしょうか。市民となれば備前市民という限定的なとも思うし。

○中西委員 江藤先生の話は、議会と市民のいかに協働してというところがメインだったと思うんですよ。そういう意味での市民と議会という協働の枠の中に入るべきという考え方だと思うんですよ。傍聴の「聴」というのは、確かに傍らで聞くものという第三者ではなくて、一緒に議会をつくっていくという意味合いとして理解して、それはそれで一つのおもしろいネーミングかなと。

○守井委員 全国でもいろいろ検討されるところがあるんじゃないかと思って、調べてみてもらうたらどうかな。

○入江議会事務局長 セカンドネームの話であれば、とは思いますが、もう地方自治法に傍聴席と書いてあるんで、正式なものをそうするのはほぼ不可能ではないかなあと思います。

○尾川委員 せっかくじゃから、この機会に検討して。別によそがしょうるからうちがせにやらんということはおねえんじゃけど、ちょっと調べてみて。今でもあるんかな、そういう傍聴と書いてとの。

○入江議会事務局長 地方自治法130条にあります。

○尾川委員 傍聴の名前はええんじゃけど、議場に書いてあるんかな。

通称を使おうが何を使おうが。夫婦別姓でもええという時代じゃからな。

○入江議会事務局長 部屋に入るところに、看板があるかどうかですよ。

○尾川委員 それを書いとんかなと思うて。ちょっと調べてみられえ。

○中西委員 備前市議会のオリジナリティーを出してもええんじゃねえんかな。だから、市民席と書いて括弧で傍聴席でもいいし、傍聴席、括弧で市民席と書いてもいいし。そういうときには、ほかの議会が視察したときに、これはどういうことなんですかという質問があったら、備前市議会ではこういう高尚な目的で議会運営をやっておりますというて、まだ地方自治法が変わっていないんで残念ですって言っとけば。

○掛谷委員長 ちょっと検討事項にしときましようか。即決定というのもあれなんで。検討事項で、早急な検討事項で。

○石原委員 傍聴で思い出したんですけど、傍聴の方の受け付けのあり方も一回会派か何かで意見出し合うたりしたけど、そっちもまた、そのあり方についても。まだ結論は出てないんですよ。今後どうしていくか。

○掛谷委員長 事務局、たしか、もう名前とかああいうのは一切要らんけど、でも何かあったときに困るんで名前を書いていただくというようなことをしているんだというようなことをちょっと覚えとんどですけど、そうだったでしょうか。

○石村議会事務局次長 それは逆でして、事務局が受け付けはもう必要ないんじゃないでしょうかという御提案をさせていただいたんですが、たしか私の記憶では今までどおり変えないというふうに決まると記憶しているんですが。確認したいと思います。

○掛谷委員長 そうじゃそうじゃ、逆じゃった。

○石原委員 済みません、おぼろげな記憶で。この会でそういう決定づけがなされとんであれば、それで結構です。

○掛谷委員長 よろしいですね。

ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、ないようでございます。いろいろ決定したこと、政務活動費についてのことを精査するということ、今の傍聴席のことを早期研究して結論もちょっと出していきたいと思っております。あとについては、ほぼ皆さん同意見でした。

ないようでございますので、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後2時45分 閉会